

平成27年6月議会

# 議案説明資料

1. 一般議案

議案第160号 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

1 ~ 2 頁

保健福祉局

## 議案第160号

### 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成27年政令第211号)が平成27年4月10日に公布及び施行されたことに伴い、福岡市介護保険条例(平成12年福岡市条例第44号。以下「本市条例」という。)の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成27年4月16日に「福岡市介護保険条例の一部を改正する条例(福岡市条例第65号)」を次のように専決処分した。

本件はこのことについて同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

#### 1 改正内容

##### (1) 保険料の改定(第9条の改正)

平成27年度からの介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費が投入され、低所得の高齢者の保険料軽減が強化されたことに伴い、本市条例においても、保険料の規定を改めるもの。

(第1段階の保険料 31,165 円(基準額×0.45)を、27,702 円(基準額×0.4)に改める。)

##### (2) 各納期の納付額の特例規定(附則第11条の追加)

平成27年度第1段階の保険料を遡及改定することに伴い、各納期の納付額に関する規定を定めるもの。

#### 2 施行期日

公布の日

#### 3 適用区分

平成27年度分の保険料から適用する。

福岡市介護保険条例新旧対象表

現行	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,165円</u></p> <p>(2) ～(13) 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,702円</u></p> <p>(2) ～(13) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成27年度における普通徴収の特例)</u></p> <p><u>第11条 平成27年度の各納期において納付すべき保険料の納付額は、第10条第3項の規定にかかわらず、市長が定める。</u></p>